師守記 65軸 WA1-5 11-001
国立国会図書館

師茂記

康永三年六月

十一

WA 1
5
(11)

旧請求記号
貴箱 3
(11)

師守記　65軸　WA1-5　11-002

国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-003

国立国会図書館

康永三年 六月 第八巻乙

康永三年自四月一日至六月廿九日之
巻當干修繕之時依為大巻分之
為貳巻故六月廿九日裏書下文
者存五月廿九日記文干裏
六月十日
五月卅日

国立国会図書館

師守記 65軸 WA1-5 11-004

国立国会図書館

康永三年自四月一日至六月廿九日之
巻當干修繕之時依為大巻分之
為貳巻故六月廿九日裏書下文
者存五月廿九日記文干裏
六月一日
五月卅日

師守記 65軸 WA1-5 11-005 ―A
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-005　－B
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-006
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-007

国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-008
国立国会図書館

師守記 65軸 WA1-5 11-009
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-010
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-011
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-012
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-013
国立国会図書館

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

日前関東両大神宮并諸社等ニ
勅使ヲ被立
宸翰ヲ以テ
御告文ヲ被下候事ニ付テハ
勅使
奉幣
日前国懸両大神宮ニ
勅使
奉幣
右ハ宣命ヲ以テ
勅命ノ趣ハ
御文ヲ以テ
仰出サレ候事ニ付テハ
勅使
奉幣
日前国懸両大神宮并諸社等ニ
勅使
奉幣
右ハ宣命ヲ以テ
勅命ノ趣ハ
御文ヲ以テ
仰出サレ候事ニ付テハ
勅使
奉幣
日前国懸両大神宮并諸社等ニ
勅使
奉幣
右ハ宣命ヲ以テ
勅命ノ趣ハ
御文ヲ以テ
仰出サレ候事ニ付テハ

日前国懸両大神宮并諸社等ニ
勅使ヲ被立
宸翰ヲ以テ
御告文ヲ被下候事ニ付テハ
勅使
奉幣
日前国懸両大神宮ニ
勅使
奉幣
右ハ宣命ヲ以テ
勅命ノ趣ハ
御文ヲ以テ
仰出サレ候事ニ付テハ
勅使
奉幣
日前国懸両大神宮并諸社等ニ
勅使
奉幣
右ハ宣命ヲ以テ
勅命ノ趣ハ
御文ヲ以テ
仰出サレ候事ニ付テハ

師守記　65軸　WA1-5　11-014
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-015
国立国会図書館

師守記　65軸　WA1-5　11-016

国立国会図書館